

第百八十八号議案

東京都恩給条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都恩給条例の一部を改正する条例

東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第百一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「または」を「又は」に、「者左の各号の一」を「者が次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り禁錮」を「より拘禁刑」に、「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第二十四条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条第一項第二号及び第五十六条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。